

# 南相馬市市外就職希望者就職活動支援事業助成金交付要綱

平成29年3月24日

告示第69号

(趣旨)

第1条 この告示は、市外就職希望者が市内事業所への就職活動に要する交通費及び市内事業所に就職するため市内への転居に要する費用に対し、予算の範囲内で助成金を支給することについて、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市外就職希望者 本市以外に住所を有し、かつ、市内の事業所へ就職を希望する者をいう。
- (2) 就職活動 採用面接、インターンシップ等職業に就くための活動をいう。
- (3) 市内事業所 市内に住所を有する事業所。ただし、官公庁等でないこと。

(就職活動交通費助成金の対象者及び助成額)

第3条 就職活動交通費助成金の支給の対象となる者は、市外就職希望者のうち、南相馬市がインターネット上に公開するみなみそうま就職ナビWebサイト（以下「みなみそうま就職ナビ」という。）に掲載している事業所（以下「対象事業所」という。）に対し就職活動を行ったものとする。

2 就職活動交通費助成金の助成額は、就職活動のために合理的な手段により、居住地から本市までの往復に要した費用のうち、次に掲げる交通費の合計額の3分の2を助成する。ただし、10万円を限度とする。

- (1) 鉄道賃
- (2) 船賃
- (3) 航空賃
- (4) 車賃

3 前項各号に掲げる交通費のうち、他の助成金等の交付を受けているもの又は交付の対象となるもの（以下「他助成金等」という。）については、前項中「合計額の3分の2」とあるものは「交通費から他助成金等の額を除いた額の3分の2」と読み替えるものとする。

4 就職活動交通費助成は、1人1回限りとする。

(市内転居費用助成金の対象者及び助成額)

第4条 市内転居費用助成金の支給の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市外就職希望者のうち、次の各号に該当するものとする。

(1) 就業等に関する要件については、次の全てに該当すること。

ア 就業先が、対象事業所に応募して採用されたものであること。

イ 就業する者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている事業所への就業でないこと。

- ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象事業所に就業し、交付申請時において、当該事業所に連続して3か月以上在職していること。
  - エ 当該事業所に、市内転居費用助成金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
  - オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (2) 移住等に関する要件については、次の全てに該当すること。
- ア 令和2年4月1日以降に南相馬市に転入したこと。
  - イ 市内転居費用助成金の交付申請時において、転入後1年以内であること。
  - ウ 南相馬市に、市内転居費用助成金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (3) その他、次の全てに該当すること。
- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
  - イ 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
  - ウ 南相馬市移住支援金の対象者となっていないこと。
  - エ その他市長が対象者として不適当と認めた者でないこと。
- 2 市内転居費用助成金の助成額は、就職のため合理的な手段により、居住地から本市までの転居に要した費用（以下「転居費用」という。）を助成する。ただし、県内に関しては30万円、県外に関しては60万円を限度とする。
- (1) 引越し料金（引越し業者利用料、荷物の搬入業者利用料及び家電設置費用）
  - (2) 引越しに伴う交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、自動車借上料及び燃料費）
  - (3) 引越しに伴う1人1泊分まで1万円を限度とする宿泊費
  - (4) 賃貸住宅契約に係る2か月分までの礼金
  - (5) 賃貸住宅契約に係る1か月分までの仲介手数料
- 3 前2項に規定する費用は、助成対象者と同一世帯の者のうち、助成対象者とともに本市に転入した者又は結婚を機に助成対象者と同一世帯となった者（以下「同一世帯員等」という。）の転居費用も限度額内で対象とすることができる。
- 4 市内転居費用助成は、助成対象者及び同一世帯員等について1人1回限りとする。  
(助成額の端数)
- 第5条 助成額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。  
(助成金の交付申請)
- 第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就職活動交通費助成については就職活動を行った日から6か月以内に、市内転居費用助成については転入してから1年以内に次の各号に掲げる助成金に応じ、当該各号に定める申請書等を市長に提出しなければならない。
- (1) 就職活動交通費助成金 市外就職希望者就職活動支援事業助成金交付申請書(就職活動交通費助成金)（様式第1号の1）及び就職活動状況確認書(就職活動交通費助成金)（様式第1号の2）

(2) 市内転居費用助成金 市外就職希望者就職活動支援事業助成金交付申請書(市内転居費用助成金) (様式第2号の1) 及び就業証明書(市内転居費用助成金) (様式第2号の2)

2 申請者は、前項に規定する申請書等に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない

(1) 個人番号カードの写し又は個人番号が記載されている住民票の写し

(2) 対象費用の支払が確認できる領収証等の写し

(3) 助成金の振り込みを希望する口座の通帳の写し

(4) 市内転居費用助成の場合、雇用契約が確認できる書類等

(5) 賃貸住宅の場合、賃貸借契約書の写し

(6) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定の通知)

第7条 規則第7条の規定による交付決定の通知は、市外就職希望者就職活動支援事業助成金交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(助成金の返還等)

第8条 市長は、次の各号に該当することが判明したときは、交付決定を取り消し、交付した助成金の返還を市内転居費用助成金返還請求書(様式第4号)により期限を定めて請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請又はその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。

イ 市内転居費用助成金の申請日から3年に満たない期間において、当該助成金を受給した対象者が南相馬市から転出した場合

ウ 市内転居費用助成金の申請日から1年以内に当該助成金の要件を満たす職を辞した場合

(2) 半額の返還

市内転居費用助成金の申請日から3年以上5年以内に当該助成金を受給した対象者が南相馬市から転出した場合

(南相馬市補助金交付要綱の準用)

第9条 南相馬市補助金交付要綱(平成18年南相馬市告示第1号)第7条、第8条、第12条から第14条まで及び第17条の規定は、この告示による助成金の交付等について準用する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。